

番号	質問箇所	内容	回答
1	実施要項 P2 S1-4-(3)	地下埋設物について、ご提供いただきました摂津市クリーンセンター解体工事A/3現況配置図に「※地中埋設電気配管有 十分注意の上施工すること。」と記載がありますが、A/29撤去後整備図には記載がございません。当該電気配管は撤去されて現存しないものと考えて宜しいでしょうか。現存する場合は、管理者、管種、管径、埋設深さなど位置・形状が分かる資料のご提供をお願いします。	電気配管は撤去しております。
2	実施要項 P2 S1-4-(3)	地下埋設物について、ご提供いただきました旧吹田所有地土壤汚染報告書別紙②に記載の焼却炉棟については基礎や基礎杭、配管等は全て撤去され地下に現存するものはないと考えて宜しいでしょうか。現存するものがある場合は、その種別、形状、位置及び埋設深さなどが分かる資料のご提供をお願いします。	全て撤去済みであると確認しております。
3	実施要項 P.3	前回質疑に「敷地内に配置されている流域下水配管の更新予定」について確認させていただきましたが、下水管の管理は大阪府であり、メンテナンス頻度や更新、工事予定については存じ上げないとのことでしたが、大阪府に確認いただくことは可能でしょうか。もしくは窓口をご教示いただいてもよろしいでしょうか。	北部流域下水道事務所 管理グループに確認させていただきました内容は下記のとおりです。 点検結果をもとに工事等を行うこととなりますが、点検日が決定しておりません。また、配管内部からの点検となるため、工事への影響は少ない可能性がございます。これらを踏まえまして、工事期間等が近づきましたら、施工業者様から直接ご相談いただければ対応させていただきます。
4	実施要項 P.14	④資金計画に関する提案書 様式6-1「買受価格に関する提案書（応募法人）」については長3号封筒に入れ、印鑑登録印で封緘とありますが、17部全て印鑑登録印で行う必要がございますでしょうか。 様式3-1 含め印鑑の必要がある提出物については、本通1通と副本（写し）16通にて提出させていただくことは可能でしょうか。	様式6-1「買受価格に関する提案書（応募法人）」については、本通1通とします。要項を修正させていただきます。 その他、押印が必要な提出物につきましては、本通1通と副本（写し）16通で問題ありません。
5	実施要項 P22 S7-4-(3)ウ	物件を使用してはならない用途の危険物について、1回目のご回答にて「地区計画におきまして・・・13.工場（建築基準法別表第2（ぬ）項第3号に定めるものに限る。）」とご回答いただきましたが当該規定は危険物についての規定ではございません。法別表第2（ぬ）項第3号に規定する工場に該当しない事業所の危険物については法別表第2（ぬ）項第4号ではなく、法別表第2（る）項第2号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

番号	質問箇所	内容	回答
6	実施要項 P24 S8-1-(1)	地下に存置されている基礎杭について、ご提供いただきました5-1基礎杭図面(旧吹田所有地)及び5-2基礎杭図面(旧吹田所有地)2に記載の杭13本については、各杭の杭長と打設レベル、座標値の記載が無いようです。これらについてもご教示をお願いします。	市が保有している資料は、提供したものが全てとなり、確認ができませんでした。
7	実施要項 P24 S8-1-(1)	ご提供いただきました旧吹田所有地土壤汚染報告書別紙②に記載の焼却炉棟について、解体時に撤去された地中埋設物の詳細な位置・深さ、及び、当該敷地内にて掘削した範囲と深さが分かる図面や資料のご提供をお願いします。	吹田市に確認させていただきましたが、解体時に撤去された埋設物に関する詳細な図面・資料はありませんでした。
8	実施要項 P.24	計画地において過去に実施された土壤汚染対策法の届出、地歴調査報告書等のご提供をお願い致します。 ・クリーンセンター解体及び造成における届出、地歴調査等 ・下水処理場解体及び造成における届出、地歴調査等 ・旧JR所有地の造成・開発(都市型居住ゾーン)に係る届出等	市が保有している資料について、質疑応答・資料請求登録書を提出いただいた事業者に別途提供いたします。
9	実施要項 P.24	受領済みの土壤汚染調査報告書は、今回計画範囲(約5,998㎡)で実施された全ての調査と考えて宜しいでしょうか。調査対象範囲に不足がありましたらご教示ください。 ※受領済報告書 ・H26年3月 土壤汚染調査報告書(日本環境分析センター(株)) ・H27年6月 掘削除去工事終了報告書(摂津市下水道業務課) ・H27年5月 工事終了報告書(吹田市) ・H20年3月 吹田(信)土壤調査報告書(株)トーニチコンサルタント)	公募プロポーザル実施要項に示しております計画範囲5939.91㎡で実施した調査であると考えていただいて問題ありません。
10	実施要項 P.24	既往調査はクロロエチレンに関する調査が未実施であり、本事業の土壤汚染対策法の届出に当たり、追加調査が必要と考えられます。土壤汚染対策法に関する調査(地歴調査の更新や追加の土壤汚染状況調査)及び届出資料の作成、行政協議等は見込むものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問の件につきましては、大阪府事業所指導課 化学物質対策グループが担当窓口となっております。お手数ですが、そちらへ直接お問い合わせください。
11	実施要項 P.24	本事業に伴って発生する建設発生土の受入先に指定がありましたら、受入先と調査方法や調査頻度等をご教示ください。	特に指定はございません。
12	実施要項 P.24	本事業に伴って発生する建設発生土は自然由来重金属等による汚染はないものと想定して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

番号	質問箇所	内容	回答
13	実施要項 P.24	事業用地に地下水汚染はなく、工事に伴って発生する湧水等は水処理設備等を介さずに下水排水できるものと考えてよろしいでしょうか。	質疑応答・資料請求登録書を提出いただいた事業者に提供させていただきました。また、土壌汚染調査報告書のとおり、地下水に関しては、汚染等はないと考えております。下水排水の件につきましては、下水道事業課が担当窓口となっておりますので、工事概要が決まりましたら事前にご相談いただくようお願いいたします。
14	(様式2-4) 共同企業体構成書兼委任状	ゼネコン側で共同企業体(JV)の組成を考えております。その際は、様式2-4共同企業体構成書兼委任状の構成事業者はJV名を記載する形でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	(様式2-5) 会社概要・事業経歴書	ゼネコン側で共同企業体(JV)の組成を考えております。その際は、(様式2-5) 会社概要・事業経歴書はJVを組成している各社が提出する形でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	質問と回答No.18 関係様式一覧3P	公募プロポーザル実施要項に「提案者が特定される表現は避けてください」との文言が削除されましたが、関係様式一覧には「選定に当たり、提案内容をより客観的にかつ公正に評価できるよう、提案書に応募法人等の商号又は名称、代表者氏名などを書き示さないようにしてください。」と記載があります。こちらの関係様式一覧も上記文言が削除される認識でよろしいでしょうか。また、その場合提案書にJV構成会社の商号又は名称を表示してもよろしいでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。ご意見を踏まえ、関係様式一覧を修正しました。構成法人の表示等につきましては、ご認識の通り、記載していただければ問題ありません。
17	H20年3月 吹田(信) 土壌調査報告書(㈱ トーニチコンサルタント)	ご提供の報告書によると、旧JR所有地においてふっ素(溶出量)と鉛(含有量)の基準不適合が確認されておりますが、今回の事業地には含まれないと考えて宜しいでしょうか。また、当該報告書では、当時の状況等から未調査の範囲がありますが、これを補完する必要はないでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	H27年5月 工事終了報告書(吹田市)	ご提供の報告書には、調査結果の概要のみ記載されているため、地歴調査報告書、土壌汚染状況調査報告書等もご提供ください。	市が保有している資料について、質疑応答・資料請求登録書を提出いただいた事業者に別途提供いたします。
19	5-2.基礎杭図面(旧吹田所有地)2 基礎杭座標値図面(補足事項)	受領した敷地東側の杭13本について、現状の計画地と重ね合わせると当該計画地内の可能性があります。補足事項では73本が敷地内にあるとの記述ですが、73本とは別に当該13本も計画敷地内に残置されているものと考えていますがよろしいでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。

番号	質問箇所	内容	回答
20	5-2.基礎杭図面(旧吹田所有地)2	敷地東側PCΦ300mm:13本 赤マークの基礎杭に関して、天端TPレベルと杭の長さがわかる図面等があれば、頂けないでしょうか。もしくはご教示頂けますでしょうか。	市が保有している資料は、前回回答時に提供したものが全てとなりますので、新たに提供できる資料はございませんでした。
21	基礎杭座標値	受領した座標データでは既存杭の位置が計画敷地外にプロットされてしまいます。 昔の航空写真では受領した建物が計画敷地内あることは確認できています。 新築杭との重ね合わせを行い、撤去が必要な杭を判定するため正確な座標データを頂けないでしょうか。 ご教示ください。	市が保有している資料は、前回回答時に提供したものが全てとなりますので、新たに提供できる資料はございませんでした。
22	基礎杭座標値・基礎杭座標値図面(補足事項)	既存建物(クリーンセンター)①棟、②棟、③棟の杭に関して、それぞれの設計GLのTP値とTP値よりどのくらいの長さで解体撤去を行ったかわかる図面等頂けますでしょうか。もしくはご教示いただけますでしょうか。	市が保有している資料は、前回回答時に提供したものが全てとなりますので、新たに提供できる資料はございませんでした。